

## 京都府環境影響評価条例（抜粋）

## 第3章 環境影響評価等に関する手続等

## 第1節 配慮書に係る手続

（計画段階配慮事項についての検討）

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者（法第2章第1節の規定による手続を行う者を除く。以下「第一種事業等を実施しようとする者」という。）は、第一種事業等（第一種事業又は法第2条第3項に規定する第二種事業をいう。以下同じ。）に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針に基づき、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）ごとに、当該事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域として規則で定める地域（以下「計画段階関係地域」という。）における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

- （1）第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者）
- （2）法第3条の10第1項に規定する第二種事業を実施しようとする者

（配慮書の作成等）

第7条の3 第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事及び当該配慮書に係る計画段階関係地域を所管する市町村長（以下「計画段階関係地域市町村長」という。）に提出しなければならない。

- （1）第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- （2）第一種事業等の名称
- （3）第一種事業等の目的及び内容
- （4）事業実施想定区域ごとの計画段階関係地域及びその地域の概況
- （5）計画段階配慮事項ごとに調査等の結果を取りまとめたもの
- （6）その他規則で定める事項

（配慮書の公告及び縦覧等）

第7条の4 知事は、前条の規定による配慮書及び配慮書要約書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、配慮書の提出を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び配慮書要約書の写しを公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

- 2 第一種事業等を実施しようとする者は、前項に規定する縦覧期間中、規則で定めるところにより、配慮書及び配慮書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、第一種事業等を実施しようとする者は、第1項に規定する縦覧期間内に、計画段階関係地域内において、配慮書の内容を周知させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(配慮書についての意見書の提出等)

第7条の5 前条第1項の規定による公告があったときは、配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該意見の内容を記載した意見書を知事に提出することができる。

- 2 知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項に規定する提出期限後速やかに、当該意見書の写しを第一種事業等を実施しようとする者及び計画段階関係地域市町村長に送付するものとする。

(配慮書についての知事の意見書の作成等)

第7条の6 知事は、配慮書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造に関し配慮すべき事項についての第一種事業等を実施しようとする者に対する意見書を作成するものとする。

- 2 知事は、前項の意見書を作成しようとするときは、計画段階関係地域市町村長に対し、規則で定める期間以上の期間を指定して、配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を求め、その意見を考慮するとともに、前条第1項の意見書の内容に配慮するものとする。

- 3 知事は、第1項の意見書を作成したときは、速やかに、これを第一種事業等を実施しようとする者に送付するとともに、その写しを計画段階関係地域市町村長に送付するものとする。

(事業が実施されるべき区域等の決定)

第7条の7 第一種事業等を実施しようとする者は、前条第3項の規定により意見書が送付されたときは、当該意見書に記載された知事の意見を考慮するとともに、第7条の5第1項の意見書に記載された意見に配慮して、配慮書の内容について検討を加え、第7条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定しなければならない。

<中略>

(隣接府県の知事との協議)

第39条 知事は、第一種事業等若しくは第二種事業の計画段階関係地域とすべき地域又は対象事業の調査地域若しくは関係地域とすべき地域に府の区域に属しない地域が含まれている場合は、当該地域に関係する環境影響評価等その他の手続について、当該地域の存する府県の知事と協議するものとする。